

3 虐待

(1)虐待とは

児童虐待は、家庭という「密室」で行われる行為であるため実際に虐待が行われている現場を見て発見されることはまれです。また、虐待を受けていても、子どもにとって親の存在はかけがえのないものです。子供は親との関係を断ち切られる不安から、子ども自身が親から受けている行為について、自ら訴え出ることは極めてまれです。こういったことが、虐待の発見を難しくしています。

(2)SOSのサイン

虐待を受けている子どもは、言葉で直接訴えることはなくても何らかのSOSのサインをだしていることが多くあります。普段から子どもと接する機会が多い教職員が、いかにこのサインを見逃さないかが、子どもを虐待から救う第一歩になります。サインを見逃さないためには、子どもと接する時に「虐待を疑う視点を持つ」ことが重要になります。

- 例えば、
- ・各種検診…発育不良や不自然な傷・あざ、心因性疾患 など
 - ・検診後…受診をさせない、など
 - ・健康観察…不自然な傷・あざ、など
 - ・長期欠席…連絡がつかない、安全確認ができない

(3)初期対応と通告

児童虐待を疑った時には、「子どもの安全を守る」視点から対応する必要があります。明らかに虐待であると思われる場合や、子どもに危険があるときにはすばやく対応しなければなりません。緊急性が高い場合には、直ちに市町村又は児童相談所などに通告し、子どもの安全確保を優先します。

○通告とは

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに通告しなければならない。」と規定しています。注意することは、子どもが今どのような状況で、通告者は、何に困っているのかを具体的に相談することです。通告先に具体的な内容を告げないと、せっかくの通告が個別具体的な相談ではなく、一般的な相談として扱われてしまい、対応が遅れてしまうことがあります。

※通告のポイント

- ・要保護児童の→氏名・年齢・性別・生年月日・住所・学校名・学年・組
- ・家庭について→保護者氏名・年齢・続柄・職業・家庭状況・同居家族
- ・虐待と思われる状況→いつから、どのような状況なのか記録に基づき説明
- ・児童の状況→現在の居所・通学状況・様子など
- ・保護者の了解→この通告について、保護者は知っているか否か
- ・通告者について→職名・氏名・連絡先

(4)学校における対応

